三　地域再生計画の区域の範囲　小金井市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小平市
二　地域再生計画の名称　東京郊外型就労推進事業と連携した創業支援による地域のにぎわい事業
三　地域再生計画の区域の範囲　小平市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日野市
二　地域再生計画の名称　日野市郊外都市地域循環型生涯活躍のまち推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　日野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東村山市
二　地域再生計画の名称　地方の中小企業のための首都圏進出拠点並びに若者等による起業の拠点形成支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　東村山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　狛江市
二　地域再生計画の名称　音楽に包まれるコンパクトシティ「音楽の街・狛江」推進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　狛江市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東久留米市
二　地域再生計画の名称　産・官・学で取り組む女性の活躍（働き方改革）推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　東久留米市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県
二　地域再生計画の名称　かながわシープロジェクト推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市及び三浦市並びに神奈川県三浦郡葉山町、中郡大磯町及び二宮町並びに足柄下郡真鶴町及び湯河原町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県
二　地域再生計画の名称　宮ヶ瀬湖周辺地域活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　相模原市の区域の一部（緑区根小屋、長竹、青山、鳥屋）及び厚木市の区域の一部（飯山、七沢）並びに神奈川県愛甲郡愛川町及び清川村の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県
二　地域再生計画の名称　神奈川の歴史を核とした観光振興事業
三　地域再生計画の区域の範囲　神奈川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県、横須賀市、鎌倉市、逗子市及び三浦市並びに神奈川県三浦郡葉山町
二　地域再生計画の名称　三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　横須賀市、鎌倉市、逗子市及び三浦市並びに神奈川県三浦郡葉山町の全域